

第21期 第14回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和6年10月18日（金）午後3時～

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	木 村 建
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量
	〃	五十嵐 健 志
	〃	田 村 早 苗
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	総括主幹	長 根 幸 人
	三八地方水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	西北地方水産事務所 所 長	清 藤 真 樹
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
	産業技術センター 内水面研究所 所 長	田 村 直 明

4 議事の結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

諮問どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

ただ今から、第21期第14回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。
開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第14回委員会の御案内を申し上げましたところ、委員の皆様には、何かと御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員10名のところ、過半数を超えます10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用いたします漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、田村委員と五十嵐委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして、御説明いたします。議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

濱田会長

県から何か補足等があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

濱田会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号につきまして、県の方から補足説明をさせていただきます。

資料の方は、裏面の方、先ほどのペーパーを裏返していただいて、2ページ目ということになります。こちらを御覧いただければと思います。

今回、制限措置をかけさせていただく漁業は、しじみのけた網漁業でございます。

こちらは、内共第10号の共同漁業権漁場ということで、十三湖の区域となっております。

現在の許可に係る漁業の期間が、今年の12月31日までとなっているのですが、今回、新規の漁業者について、1隻について新たな許可をとということで、制限措置を定め、諮問させていただいたところでございます。

こちらの2ページ目の方の概要説明は、以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

濱田会長

事務局および県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は、議案以外にわたらないよう、そして発言する際は、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御意見をしようをお願いいたします。

委員の皆さん、ございませんか。

田村委員

はい。

濱田会長

はい、どうぞ。

田村委員

新たな1隻について、この制限措置が必要というお話でしたけども、その新たな1隻というのは、例えば、新規にしじみの漁業に参入した方というような意味なのか。なんか、ちょっと新たな1隻って、一体どういう方がなされるのかが分からなかったのので、教えてください。

水産振興課 野月副参事

こちらの方の新規の1隻というふうに申し上げたところですけども、こちらは、実際は、通常でいきますと一般の承継、前の方が辞められて、その分を引き継いだ方が新規に漁業に就いたという形でございます。

隻数としては1隻ですけども、昨年、今年、昨年のこれは、12月に諮問させていただいたトータルの166隻以内の範囲で諮問させて、今、許可をするという形になってございます。

濱田会長

よろしいですか。

分かります？

田村委員

すみません、何かちょっと、状況が分かっていないんですけど。

人が替わると、新しくこういう手続きをしなきゃいけないということですか。船に対し、166隻の総数は変わっていないとのことですが。

水産振興課 野月副参事

新規の、船自体は、実際は、こちらの方で伺っているのは、一般承継ということで、船自体は、廃止したか、新規に取得して、という意味での新規だというふうに聞いています。

マックスの隻数ということには変わらないというところですね。

濱田会長

会長からも質問させてもらってもいいかな。

小川原湖と同じでしょう、十三湖は。

水産振興課 野月副参事

基本の考え方は同じでございます。

濱田会長

同じですよ。

こちらは1種と5種で分かりますけど。1種の中で。

これ、あれですか、副参事さん、1カ統の追加ですか、変更ですか。今の案件は、十三湖で3月1日から12月31日までと、この中での統数が何カ統ですか。

1カ統ですか。

1カ統というのは、簡単にいえば組合員一組ですか。

水産振興課 野月副参事

そうです。

濱田会長

あなたも急に、すぐ全部は御理解するって無理な話だと思うのですが。

この問題については、今まで十三湖は、自主的に休みを決めたりしているのだけど、それとこう、整合していないのですか、どうなのですか。

水産振興課 野月副参事

休みですか。

濱田会長

休み。

これ全体的に県の方で1種についての許可の1カ統の変更ということですか。

水産振興課 長根総括主幹

はい、会長。

濱田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 長根総括主幹

今回の1隻というものにつきましては、そこの漁業権内で動力漁船を使って、枠のある網を引っ張るといふ、これは許可制になっておりますので。

濱田会長

これ、ジョレンでやる。

水産振興課 長根総括主幹

ジョレンを小川原湖とは若干違う方法ですけども、船の推進力で引っ張るという方法で行う、底びき網の種類に含まれますので、これは許可制ということになります。

許可制になりますので、その許可をするにあたり、県側の方でこの制限措置の内容を定めて、委員会の方にお諮りして公示をした後に申請を受け付けて、審査して許可するという格好になっております。

これは、トータルの数につきましては、さっきの、先ほど副参事の方から説明がありましたけれども、今回のこの承継により、船といいますか、許可については、人に対して許可するものになりますので、新たな者が操業を始めるということになりますので、その方の1名についての諮問を今回させていただいたということになります。

濱田会長

なるほど。

結局、簡単にいいますと、1カ統については、新規の人が受けて、それをやると。その許可ということですか、そういうことでしょうか。

これは、期間が3月1日から12月31日までと。この1カ統については、ずっと、今現在ある皆さんも正組合員だと思うのだけど、その方と一緒にずっと漁業権を行使して継続すると、こういうことですか。

委員の皆さん、今、会長からも、たまたま会長の方も、同じ1種で継続していますから、皆さんの方から御質問等があればお聞きしてください。

丹藤委員

はい。

濱田会長

はい、どうぞ。

丹藤委員

そうすると、今のこれから許可になって、12月31日まで新しい人がやると、引き継いでやると、そういう意味ですね。

分かりました。ありがとうございました。

濱田会長

これ、毎年、この状況で継続していくということでしょう。本人の権利になるから。

水産振興課 長根総括主幹

許可をするにあたっては、新たな要望があった場合、それが地元で調整された数となるのであれば、申請を受け付けるということで、この手続きに入ります。

濱田会長

短期ということではないでしょう。この人は権利者として継続していくということでしょう。どうですか。

水産振興課 長根総括主幹

これは、許可期間が定められておりますので、一斉更新の格好になりますけども、その更新の際に本人の希望があれば、次の申請を受けて、申請により操業ができるということになります。

濱田会長

そうすると、今現在受ける権利者は、3月1日から12月31日までの権利行使できるとのことですな。

水産振興課 長根総括主幹

そうなりますね。許可の日からですね。

三橋事務局長

ちょっと補足しますけども、このしじみけた網漁業につきましては、確か3年許可ということで、昨年一斉切り替えで166隻かな、全員許可しているものです。

許可をもらった方は3年ですので、ここの備考の一番上に書いているんですが、令和8年12月31日までは許可が有効です。

ただ、今回、廃業と新規になって、昨年許可を受けていない方が新しく許可を受けたいということできましたので、その人、一人について追加という形で許可をするというものです。

許可期間は去年の許可と同じく合わせていますので、8年の12月31日でのこの方の許可も切れることとなります。

あと、漁業時期につきましては、中ほどに書いているのは、あくまでこれ、操業する時期は3月1日から12月31日までの漁業でやるという形の許可で、それ以外の決まり事につきましては、各組合の方できちんと決めてやるという形になっていることになっております。

補足説明は以上です。

濱田会長

今、局長から補足させていただきましたけど。

8年の12月31日まで、流れとしては、今、長根さんがおっしゃるとおり、継続して3年間の状況の中にこれを行っていき、ということでもよろしいですか。いいですな。

ということは、8年の12月31日まで、この権利を取得、これも組合がやりますよと。これでよろしい、簡単に言えばそういうことですな。

丹藤委員から質問されたのは、そういうことで、8年の12月31日まで、3月1日から12月31日まで行使しますよと。継続です。

委員の皆さん、あと何かありませんか。

これ、非常に十三さんも密漁対策も非常に資源管理も厳しくされておりますから、それは、私の会長からも追認しております。

あと、ありませんか。

なければ、それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、今の案件について、諮問どおり決定したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

それでは、議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第21期第14回青森県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

会議終了 午後3時17分